

2月14日(火)から始まります。 申告相談会

申告の準備はお早めに

◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

1. 今年の1月1日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人。
2. 給与所得者か年金受給者で年末調整を済ませたが、昨年中に給与・年金以外の所得があった人。

- なっていない人
- イ. 国民健康保険・介護保険に加入している人
 - 国民健康保険税、介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)養費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)。

3. 所得がまったくなかった人でも、次に該当する人は住民税だけの申告が必要です。

申告をしないまましていると、適正な軽減措置や給付などを受けられなくなり、すので忘れずに申告してください。

ア. 親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象に

などの領収書

医療費控除を受けた人は、あらかじめ世帯員ごとの医療費の計と、補てんされた金額(高額療養費や生命保険などからの給付金など)の合計額を計算しておいてください。

※2月1日(火)以降、税務課窓口で計算書付きの専用封筒を用意してありますので利用してください。

3. その他持参するもの

- ① 印鑑
- ② 預金通帳など

4. 東日本大震災関連情報

- ① 雑損控除
東日本大震災により、ご本人もしくは扶養親族が所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた人は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することが出来ます。
- 被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの(建物の請負契約書等)
- 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(領収書等)

をした人。

◎申告相談に必要なもの(税務署で申告する場合も必要です)

1. 所得関係

- ① 農業所得者
- 収入内訳書と収支計算書など収支の分かるもの
- ② 事業所得者(農業除く)
- 収入内訳書と収支計算書など販売と仕入れが分かるもの
- 給与、賃金支払明細書

※右記の書類を持参しない場合、申告書が作成できませんので必ず持参してください。

2. 控除関係

- ① 社会保険料控除
各種年金保険料支払証明書、健康保険料領収書など
- ② 生命保険料控除
生命保険、個人年金支払証明書
- ③ 旧長期損害保険料控除
地震保険料控除証明書

※確定申告には支払証明書・控除証明書の添付が必要ですよ。

◎所得税の確定申告が必要ない人

1. 税務署で確定申告をする人。
2. 給与所得者で、年末調整が済んでいない人。昨年中途退職した人。

23年中に事業をしていた人、不動産所得、譲渡所得があった人で、その年中の所得金額が基礎控除などの所得控除を超える場合や給与所得の年末調整が済んでいない人。昨年中途退職した人。

◎申告の必要がない人

1. 税務署で確定申告をする人。
2. 給与所得者で、年末調整が済んでいない人。昨年中途退職した人。

※確定申告には必ず源泉徴収票が必要です。

- ③ 給与所得者と公的年金受給者
- 源泉徴収票または賃金受給明細書

※介護保険の要介護認定を受けている人は、役場保健福祉課高齢者福祉業務から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合がありますので、税の申告の際に提示してください。

- ④ 障害者控除
障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険「障害者控除対象者認定書」
- ⑤ 医療費控除
医療費計算書、医療機関

- ・被害を受けた資産について受け取る保険金等の金額が分かるもの(支払通知書等)。
- ・猪苗代町から発行された「り災証明書」(コピー可)
- ※損害の内容によっては、税務署での申告をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 寄付金控除
国や地方団体(県や市町村など)への義援金や寄付金等は、寄付金控除が適用される場合があります。
- ・義援金や寄付金などの受領書

お願い

申告期間中は、各会場に職員が出向き、台帳などを持ち出します。指定会場以外の場所での申告相談は受け付けられません。また、相談会場は大変混雑し、待ち時間でご迷惑をおかけすることがあります。なお、今後も対象地区の方を最優先としますのであらかじめご了承ください。

▼住民税の問い合わせ先

税務課課課業務
☎(62)2113
▼所得税の問い合わせ先
会津若松税務署
☎(27)4311

確定申告には、 e-TAX (国税電子申告・納税システム) が便利です

【e-Tax (国税電子申告・納税システム)】

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に向くことなく申告書が作成できます。画面の案内に従い、収入金額や各種控除の金額を入力するだけで、税額を計算することができます。

●e-Taxを利用すると、こんなメリットがあります。

- ・添付書類の提出省略
- ・所得税の還付金がスピーディー
- ・書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得し、ICカードリーダー・ライタを購入するなど事前準備が必要です。

【郵送提出】

「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して、郵送などで提出する書面提出の方法もあります。

・印刷した申告書と添付書類を一緒に郵送などで提出

【会津若松税務署の申告書作成会場で申告書を作成】

- 開設期間
平成24年2月1日(水)～3月15日(木)
※土・日・祝日は除く。
- 開設時間
午前9時～午後4時
- 開設場所
会津ロイヤルプラザ2階
(野口英世青春通り)



平成 23 年分 申告相談会日程と対象地区割り

月日	曜日	受付時間	会場	対象地区
2月14日	火	9:30~11:00 13:00~16:00	役場3階委員会室	九軒町 釜井 牛沼 新北町 仁蔵 富永
2月15日	水	9:00~11:00 13:00~15:30	↓	扇田 志津 スキー場 西館 天鏡台温泉 見祢山
2月16日	木	9:45~11:00 13:00~15:30	翁島地区 コミュニティーセンター	三城潟 行津桜川 西真行 大在家 不動 磐根 翁島駅前 翁島行政区外
2月17日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	新在家 蟹沢・長浜 土田 西久保 東南真行 戸ノ口・三本木・金子沢
2月20日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	猪苗代町防災センター	川桁(1~11組) 川桁(12~23組)
2月21日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	白津 道下 幸野 東館 曲淵 長瀬行政区外 上戸駅前
2月22日	水	9:45~11:00 13:00~15:30	月輪地区 コミュニティーセンター	志田浜 都沢 松橋 関脇 川崎 中目
2月23日	木	9:30~11:00 13:00~15:30	↓	金曲(1~5組) 夷田 湊志田 金曲(6~13組) 小平潟 上戸
2月24日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	壺下 田子沼 山潟 松橋浜
2月27日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	樋ノ口多目的集会所	樋ノ口(1~6組) 白木城 小水沢 樋ノ口(7~12組) 蒲谷地 金堀 木地小屋
2月28日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	小田(1~5組) 田茂沢 市沢 吾妻行政区外 小田(6~10組) 名家 酸川野
2月29日	水	10:00~11:00 13:00~15:00	中ノ沢体育館	中ノ沢 達沢 大原 沼尻駅前 沼尻温泉 高森
3月1日	木	9:30~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁	北高野 葉山 入江 千貫 猪苗代行政区外
3月2日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	千代田 川上 神明町 長坂
3月4日	日	9:00~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁 「日曜申告相談会」	全地区を対象としますが、お勤めなどで平日に来られない人だけとします。*大変混み合いますので上記以外の方はご遠慮願います。
3月5日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁	島田 四ツ谷 伯父ヶ倉 烏帽子
3月6日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	荻窪 本町 打越 旭町
3月7日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	六角 蜂屋敷 上ノ上 新堀向
3月8日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	下館 古城町 土町 百目貫
3月9日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	桜ヶ丘 明戸 上新町 新町ろ
3月12日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	廻谷地 五十軒 今泉 堤崎
3月13日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	祢次 沼ノ倉 内野 名古屋町
3月14日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	中町 新町い 相名目 渋谷 見祢
3月15日	木	9:00~11:00 13:00~15:00	↓	半坂 水沢 八千代 砂川

猪苗代町議会議員一般選挙

■告示日
2月14日(火)
■投票日
2月19日(日)

あなたの
声を
この
一票に



私たちにとって最も身近で、皆さんの生活に直接関係する町議会議員の一般選挙は2月19日(日)に執行されます。議員定数は16人です。
選挙は、主権者である私たちの「生の声」を政治に反映させる最大のチャンスです。日々の暮らしをよくするための大事な意思表示の場でもあります。棄権しないで投票しましょう。

投票できる人は

投票できる人は、選挙人名簿に登録され、次の要件を備えている人です。

▼国籍・年齢要件

平成4年2月20日までに生まれた日本国籍を持つ人

▼住所要件

平成23年11月13日までに転入の届出をし、引き続き町内に住んでいる人

投票時間は午後6時まで

投票できる時間帯は、町内の

各投票所とも、午前7時から午後6時までになっています。
投票所へ行くときは、入場券を持参してください。

期日前投票は午後8時まで

投票日当日、仕事、旅行や入院など、やむを得ない理由のため投票所に行くことができない場合は、期日前投票をすることができます。

▼期間

2月15日(水)～2月18日(土)

▼時間

午前8時30分～午後8時まで

▼場所

役場1階町民ホール(正面玄関右)

▼持参する物 入場券

※不在者投票

指定病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票(不在者投票)ができます。あらかじめ当該施設などにお尋ねください。

開票は

町総合体育館(カメリーナ)

開票は即日、午後8時からカメリーナで行います。

*開票会場にお越しの際は必ず

上履きを持参してください。

立候補を予定している人へ

町議選に立候補するためには、本町に選挙権がある満25歳以上の人で、次の規定に違反しないことが条件です。

●重複立候補の禁止

●被選挙権のない人の立候補禁止

●選挙事務関係者・公務員の立候補制限

立候補の届け出は、2月14日(火)の1日だけです。

受付時間は午前8時30分～午後5時です。

選挙運動期間は、2月14日(火)～18日(土)の5日間です。

立候補予定者説明会

立候補予定者説明会を次の日程で実施します。

▼日時 1月19日(木)
午後1時30分

▼場所 役場正庁(3階)

▼問い合わせ先

町選挙管理委員会事務局
☎(62)2111